平成２３年（再イ）第３号
兵庫県明石市二見町西二見31番地の10　明治グランドヒル二見206号
再生債務者　太田　敦夫
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月23日まで
平成23年４月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第６５４号
福岡県朝倉市平塚923番地
再生債務者　西田　英史
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月９日まで
平成23年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６８５号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13―206号
再生債務者　安田　信浩
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月９日まで
平成23年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６１５号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地219
再生債務者　井佐子和寛
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６１６号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地219
再生債務者　井佐子順子
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６８３号
福岡市東区大字志賀島1298番地187
再生債務者　吉松　晋作
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第２０号
福岡市博多区西春町１丁目２番９―102号
再生債務者　古賀　健太
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第５６号
福岡市早良区賀茂１丁目14番13―101号
再生債務者　木和田直樹
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３号
兵庫県丹波市青垣町文室134番地
再生債務者　波多野聡志
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月22日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２３年（再イ）第１４号
福岡市博多区住吉４丁目２番２―1112号
再生債務者　近藤　好恵
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月11日まで
平成23年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６０２号
福岡市城南区長尾４丁目７番１―302号
再生債務者　小石川高明
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月12日まで
平成23年４月21日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第６６号
長崎県長崎市稲田町１番29号
再生債務者　今　菜穂子
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成23年４月21日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１９２１号
千葉県千葉市中央区生実町2212―６
再生債務者　瀬戸口末教
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１９２２号
千葉県千葉市中央区生実町2212―６
再生債務者　瀬戸口正子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第７８号
大阪市生野区中川東２丁目15番18号
再生債務者　樋口　初良
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２号
岡山市北区惣爪35番地８
再生債務者　犬飼　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部